

131

日 本 政 府

大 湊 管 第 一 三 六 號

昭 和 二 十 二 年 九 月 一 日

横 須 賀 地 方 復 員 局 長 殿

横 須 賀 地 方 復 員 局 大 湊 管 船



管 船 關 係 月 頭 警 類 の 件 報 告

一 大 湊 管 船 部 保 管 行 動 不 能 艦 艇 一 古 飛 行 機 救 難 艦 艇 魚 雷 艦 一 現 狀 報 告

(1) 艦 艇 之 部

(一) 海 防 艦 稻 木 は 昭 和 二 十 二 年 七 月 二 十 八 日 附 二 復 員 第 一 九 番 電 に 依 り 東 京 都 中 央 區 小 船 町 一 ノ 一 兼 子 商 店 海 軍 部 に て 解 体 の 指 令 が あ つ た の で 青 森 縣 廳 を 通 し 内 務 省 大 藏 省 を 経 て 海 軍 部 に 引 渡 し 手 續 中 で あ つ た 處 八 月 四 日 仙 台 財 務 局 長 よ り 「 稻 木 の 解 撤 は

局長
長
長

局長

局長



庶務主任



疑義あるに付業者への引渡は保留し當局八戸出張所に同船を引渡されたといふとの電報が来たが八月七日青森縣廳を通じ仙台財務局八戸出張所長に引渡しを完了した

(二)敷設艇新井崎は昭和二十二年七月二十八日附二復總第一九番電に依り室蘭市海岸町室蘭サルベージ株式会社會社にて解体の指令があつたので北海道廳を通じ内務省大藏省に移管同社に引渡しその手続は八月廿二日完了した(但し受領月日は七月二十八日である)

(四)飛行機救難艇之部

異動なし

(六)魚雷艇(含護洋艇)

異動なし

民間に再度一時使用を許可された舊海軍艦艇に關する報告

(イ) 驅潜特務艇第一九三號

函館所在巴造船所に於て修理改造中である

(使用許可者 祐川由吉よりの現状報告未着)

(ロ) 哨戒特務艇第三十二號

函館所在船矢造船所に於て修理改造中である

(使用許可者 岩城徳松よりの現状報告未着)

(ハ) 哨戒特務艇第三十三號

一時使用許可者尾崎市之助は八月二十五日附北海道廳より該艇を

受領現在函館所在船矢造船所内海岸に繋留修理改造準備中との由

である

(ニ) 哨戒特務艇第三十四號

該艇の現状は(A)別紙第一(B)別紙第二(C)別紙第三の通りで(D)別紙第

三の未受領の事に就ては道廳に對し速かに引渡す機幹旋方照會中

日 本 政 府

である

三 保管雑役船現状報告

(イ) 雑役船 (甲)

曳船 (公稱第七七八號) は七月三十一日函館船渠株式会社大澤造
船所に船底手入れ其の他小修理の爲入渠八月六日出渠即日函館に
回航した目下完備北方引揚げ作業に協力中である

(ロ) 雑役船 (乙)

異動なし

(ハ) 雑役船 (特)

重油船日の出丸の受領書未着であつたが八月二十日書類上の手續
完了

四 前月中に内務省に移管したるもの
異動なし

日 本 政 府

備 考

一 昭和二十二年七月八日附青森縣廳を経て内務省大蔵省に移管した左
記雜役船の受領書未着である

曳 船 一

特型運貨船 一

九米カツター 二二

六米傳馬船 一〇

七・五米カツター 二

二 昭和二十二年八月十九日二復總第一五番電に依る舊軍所屬小舟艇再
調査の件は目下關係各縣と折衝打合せ中である蓋當り大湊所在のも
のより調査を開始した

寫送付先 第二復員局

大湊管船部函出帳所長

(終)